

【地方自治法制定時の定数（法定数、1947年施行）：自治法第91条（表にしている）】

第91条 市町村の議会の議員の定数は、左の通りとし、人口30万以上50万未満の市にあつては人口10万、人口50万以上の市にあつては人口20万を加えるごとに各々議員4人を増し、100人を以て定限とする。

人口2000未満の町村	12
人口2000以上5000未満の町村	16
人口5000以上10000未満の町村	22
人口10000以上20000未満の町村	26
人口50000未満の市及び人口20000以上の町村	30
人口50000以上150000未満の市	36
人口150000以上200000未満の市	40
人口200000以上300000未満の市	44
人口300000以上の市	48

その後、法定上限数を経て、条例で定めることになった（平成23年改正）。